

国地契第29号
国官技第199号
国営計第104号
平成16年12月22日

各地方整備局総務部長 あて
各地方整備局企画部長 あて
各地方整備局営繕部長 あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長

「公募型指名競争入札方式の手続について」等の一部改正について（通知）

「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）、「工事希望型指名競争入札方式の手続について」（平成7年3月22日付け建設省厚契発第12号、建設省技調発第46号）及び「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）の一部を下記のように改正することとしたので、通知する。

記

（公募型指名競争入札方式の手続についての一部改正）

第1 「公募型指名競争入札方式の手続について」の一部を次のように改正する。

記2中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領」を「工事請負業者選定事務処理要領」に改める。

記3を次のように改める。

3 技術資料の内容

(1) 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて地方整備局長等が選択するものとする。また、4の掲示の開始後速やかに、地方整備局長等は、技術資料の作成及び提出に係る事項等を記載した技術資料作成要領を交付するものとする。

① 施工実績

イ 同種又は類似の工事の施工実績（平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国官技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（②ロにおいて単に「評定点合計」

という。)が65点未満のものを除く。ロにおいて同じ。)

ロ 近隣地域内における工事の施工実績

② 配置予定の技術者

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名(複数の候補者でも可)

ロ イの予定者の資格、工事経験(評定点合計が65点未満のものを除く。)等

③ 当該工事が施工計画審査タイプ(大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とするものをいう。)である場合においては、施工計画(施工工法、仮設備計画、安全対策、環境対策等に関する技術的所見を含む。)

④ その他地方整備局長等が必要と認める事項

(2) (1)①イ及びロの施工実績並びに②ロの工事経験に係る技術資料には、次の①から⑤までに掲げる工事成績評定通知書(以下(2)において単に「工事成績評定通知書」という。)が含まれるものとする。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

③ 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営技第32号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

記4中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「地方建設局」を「地方整備局」に、「所掌する」を「担当する」に改め、記4(4)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記5(1)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、記5(2)中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改め、記5(3)を次のように改める。

(3) (2)の技術審査会の構成員は、原則として、次に掲げるところによるものとする。

① 地方整備局の本局の技術審査会にあつては、次に掲げる者

イ 技術開発調整官

ロ 契約管理官

ハ 当該工事を所掌する部の調査官等

ニ 契約課長

ホ 技術管理課長(建築事業に係る工事にあつては技術・評価課長)

ヘ 当該工事を所掌する課の長

ト 当該工事を担当する事務所の長

② 事務所の技術審査会にあつては、次に掲げる者

イ 事務所長

ロ 副所長(事務)

ハ 担当副所長(技術)

- ニ 契約事務管理官
- ホ 工事施工管理官
- へ 経理課長（経理課が置かれていない事務所にあつては総務課長）
- ト 当該工事を所掌する課の長

記7中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、記7(2)中「第1条」を「第1条第1項」に改め、記7(5)中「第16第6号」を「第16第8号」に改める。

記8中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、記8(1)中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

記9(3)中「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に改める。

（工事希望型指名競争入札方式の手続についての一部改正）

第2 「工事希望型指名競争入札方式の手続について」の一部を次のように改正する。

記1中「地方建設局長等」を「地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）」に、「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、「建設省技調発第132号。以下」の次に「1において」を加える。

記2中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領」を「工事請負業者選定事務処理要領」に改める。

記3中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記4を次のように改める。

4 技術資料の内容

(1) 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて地方整備局長等が選択するものとする。

① 施工実績

イ 同種又は類似の工事の施工実績（平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（②ロにおいて単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 近隣地域内における工事の施工実績

② 配置予定の技術者

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）

ロ イの予定者の資格、工事経験（評定点合計が65点未満のものを除く。）等

(2) (1)①イ及びロの施工実績並びに②ロの工事経験に係る技術資料には、次の①から⑤までに掲げる工事成績評定通知書（以下(2)において単に「工事成績評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

- ② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書
- ③ 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国官技第34号)の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

記5中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記8(4)中「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に改め、記8を記9とし、記7中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「6(3)」を「7(3)」に改め、記7(1)中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改め、記7を記8とし、記6中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、記6(2)中「第1条」を「第1条第1項」に改め、記6(5)中「第16第6号」を「第16第8号」に改め、記6を記7とし、記5の次に次のように加える。

6 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に当該入札に係る入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、送付資料及び指名通知書にその旨記載するものとする。この場合において、工事費内訳書の様式は適宜とするが、少なくとも数量、単価、金額等が記載されたものとする。

(入札金額の内訳の提出についての一部改正)

第3 「入札金額の内訳の提出について」の一部を次のように改正する。

記の1(2)中「2割程度」を「2割程度以上」に改める。

(入札金額の内訳の提出についての一部改正)

第4 「入札金額の内訳の提出について」の一部を次のように改正する。

記の1中「以下のとおり」を「公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札に付する工事のうちから各地方整備局ごとに工事件数で2割程度以上抽出したもの」に改め、記の1の(1)及び(2)を削る。

記の3及び4を次のように改める。

3 提出形式別実施割合

提出形式別実施割合は、2①及び②(営繕工事にあっては2③及び④)について、それぞれ2分の1とする。

4 工事費内訳書の提出を求める旨等の明示

この通知に基づき工事費内訳書の提出を求める工事については、次に掲げる事項を指名通知書に明記するものとする。

① 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨

② 提出形式

③ 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある旨

④ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある旨

附 則

この通知中第1の規定は平成17年2月1日以降に技術資料収集に係る掲示を行う公募型指名競争入札方式から、第2及び第4の規定は同日以降に送付資料を送付する工事希望型指名競争入札から、第3の規定は平成16年度に執行する公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札から適用する。